

〔注〕昭和五七年から改正経過を注記した。

改正

昭和五二年三月規則第五号

昭和五二年八月規則第四七号

昭和五三年三月規則第三号

昭和五三年四月規則第二三号

昭和五四年三月規則第二号

昭和五六年二月規則第二号

昭和五六年六月規則第三〇号

昭和五七年七月規則第三四号

昭和五八年七月規則第三七号

昭和五九年三月規則第二〇号

昭和六二年四月規則第三〇号

昭和六三年四月規則第三七号

昭和六三年一二月規則第六八号

平成元年三月規則第二二号

平成三年一二月規則第五五号

平成四年三月規則第二三号

平成六年一月規則第一号

平成七年三月規則第一三号

平成七年七月規則第四六号

平成九年一月規則第一号

平成一二年一月規則第三号

平成一五年五月規則第四八号

平成一七年六月規則第六四号

平成二六年 三月二〇日規則第六号

平成三一年 三月二九日規則第一九号

令和 六年 七月 一日規則第五四号

江戸川区民健康施設条例施行規則

題名改正〔平成七年規則四六号〕

（趣旨）

第一条 この規則は、江戸川区民健康施設条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成七年規則四六号・三一年一九号〕

（利用申請）

第二条 江戸川区民健康施設（以下「区民健康施設」という。）を利用しようとする者は、利用の申請を条例第十四条の規定により江戸川区長（以下「区長」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）にしなければならない。

2 前項の利用の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から行うことができる。

一 宿泊 利用しようとする日の属する月の六箇月（江戸川区民以外の者にあつては、二箇月）前を限度に、指定管理者が区長の承認を得て定めた月の初日

二 日帰り入浴 利用しようとする日

3 前項の規定にかかわらず、江戸川区（以下「区」という。）が主催し、又は共催する事業のために利用する場合は、前項の受付期間前に利用の申請をすることができる。

一部改正〔昭和五九年規則二〇号・六三年三七号・六八号・平成四年二三号・七年四六号・一五年四八号・一七年六四号・三一年一九号・令和六年五四号〕

（利用承認）

第三条 指定管理者は、区民健康施設の利用について、申請の順序により承認するものとする。

全部改正〔平成一七年規則六四号〕、一部改正〔平成三一年規則一九号〕

（利用料金の減免）

第四条 条例第八条に規定する区長が定める基準は、次の各号に掲げるとおりとし、減免の割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 区が行政目的のために使用するとき 五割相当額

二 江戸川区内に住所を有する者で、次のいずれかに該当するもの

イ 六十五歳以上の者が利用するとき 五割相当額

ロ 心身障害者が利用するとき 五割相当額

2 前項の規定により利用料金（宿泊の利用料金に限る。）の減免を受けようとする者は、第二条

の利用の申請の際に指定管理者に願い出なければならない。

一部改正〔昭和五十九年規則二〇号・平成一七年六四号・三一年一九号・令和六年五四号〕

（利用時間）

第五条 条例第十三条に規定する利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、指定管理者は区長の承認を得て、変更することができる。

一 宿泊 利用開始の日の午後二時から利用終了の日の午前十時まで

二 日帰り入浴 午前十一時から午後八時まで

一部改正〔平成四年規則二三号・一七年六四号・令和六年五四号〕

（休業日）

第六条 区民健康施設の休業日は定めないものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

全部改正〔平成七年規則一三号〕、一部改正〔平成七年規則四六号・一七年六四号〕

（付帯設備及び利用料金）

第七条 条例第六条第二項に規定する付帯設備及びその利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

全部改正〔平成一七年規則六四号〕、一部改正〔平成三一年規則一九号〕

（その他の費用）

第八条 第三条の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金のほか、利用に伴う税その他の費用を別に指定管理者に納付しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則六四号・三一年一九号〕

（利用料金の還付）

第九条 条例第九条ただし書に規定する利用料金を還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は、当該各号に定めるところによる。

一 利用者の責任によらない理由によって利用できない場合 全額

二 利用者が、利用開始の日の三日前までに取消しの申出をした場合で、相当の理由があると認められる場合 全額

2 前項に規定するもののほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者に申し出なければならない。

一部改正〔昭和五十九年規則二〇号・平成元年二二号・一七年六四号・三一年一九号〕

(従業員の指示)

第十条 利用者は、区民健康施設の利用について、従業員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成七年規則四六号・一七年六四号・三一年一九号〕

(指定申請書の提出等)

第十一条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十六条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 区民健康施設の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

追加〔平成一七年規則六四号〕、一部改正〔平成三一年規則一九号〕

(様式)

第十二条 この規則の施行について必要な様式は、別に区長が定める。

追加〔平成一七年規則六四号〕

(委任)

第十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

追加〔平成一五年規則四八号〕、一部改正〔平成一七年規則六四号〕

付 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一七年六月二四日規則第六四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十条の次に二条を加える改正規定(第十一条に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二六年三月二〇日規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江戸川区民健康施設条例施行規則別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則 (平成三十一年三月二九日規則第一九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則 (令和六年七月一日規則第五四号)

この規則は、令和六年十月十九日から施行する。

別表 (第七条関係)

区別	区分	利用料金
山荘(八畳)	一室一日	二、六二〇円
山荘(六畳)	一室一日	二、一〇〇円
ロッジ(十六畳)	一室一日	五、二四〇円
ロッジ(八畳)	一室一日	二、六二〇円
ロッジ(六畳)	一室一日	二、一〇〇円
テニスコート	一面一時間	七三〇円

全部改正〔平成一七年規則六四号〕、一部改正〔平成二六年規則六号・三十一年一九号〕